

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和8年3月9日（月）

開会 午前 9時00分

閉会 午前10時09分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男

針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 内 海 まさかず

小久保 かおる 福 田 裕 司 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子

主 査 村 上 憲 之 主 査 田 島 沙由理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 野	義 宏
教 育 次 長	五 十 畑	肇
観 光 振 興 課 長	佐 藤	光 三
農 業 振 興 課 長	丸 山	浩
農 林 整 備 課 長	大 塚	和 美
参事兼産業基盤整備課長	上 岡	豊
教 育 総 務 課 長	飯 島	彰
学 校 施 設 課 長	國 府	泰 浩
生 涯 学 習 課 長	長 澤	紀 恵
文 化 課 長	横 倉	悟 史

令和 8 年第 2 回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和 8 年 3 月 9 日 午前 9 時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第 1 7 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 8 号）（所管関係部分）

日程第 2 議案第 2 1 号 令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 議案第 2 2 号 令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 3 号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第17号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第17号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） おはようございます。それでは、始めさせていただきます。ただいまご上程いただきました議案第17号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）のうち所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書86、87ページをお開き願います。初めに、6款1項2目農業総務費についてご説明いたします。補正額は258万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員人件費（農業振興課）につきましては、年度当初の着任を見込んでおりました新しい地域おこし協力隊が令和8年4月からの着任となったことから、報酬及び職員手当等を減額するものであります。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は5,025万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、有機農業等の環境に配慮した農業を推進するため交付金の活用を図りましたが、見込みまでの拡大がなかったことから、執行残を減額するものであります。

次の新規就農支援事業費につきましては、新規就農後の定着、発展に向けて事業の活用を図った

ところですが、見込みよりも活用者が少ないことから執行残を減額するものであります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、まとまった農地を農地中間管理機構へ貸し付けた地域に交付される機構集積協力金について、当初の見込みまでの活用がなかったことから執行残を減額するものであります。

次に、4目農地費につきましてご説明いたします。補正額は2,712万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。防災重点農業用ため池整備事業委託費につきましては、まず防災工事詳細設計業務委託料については、弁天下溜及び大柿西溜の事業費確定に伴う減額と、国補正予算により前倒し実施となった鷺巣溜（下）の事業費の増額を相殺した結果、委託料を増額するものであります。また、防災工事費につきましては、国補正予算より令和8年度予定の弁天下溜の防災工事が前倒しとなったことから、工事費を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業につきましては、農業農村整備工事に係る測量設計業務について事業費が確定したことから、執行残を減額するものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施する石川排水機場の更新工事に係る地元負担金について、前年度の国補正予算の影響により当初予算分を減額し、さらに本年度の国補正予算分の増額を相殺した結果、負担金を減額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、土地改良区が実施する農業水利施設の省エネルギー化推進事業に対し電気料高騰分を補助するもので、事業費が確定したことから不用額を減額するものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は400万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、防除対策の実施により一定の効果が見られ始め、県補助金の交付決定額が当初の見込みを下回ったことから、委託料を減額するものであります。

続きまして、90、91ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は8,033万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。企業立地促進事業費につきましては、立地奨励金の執行残を減額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は1,062万5,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。平川産業団地特別会計繰出金につきましては、公債費について不用額が見込まれることから、特別会計への繰出金を減額するものであります。

次のインター周辺開発事業費につきましては、業務内容を精査したことに伴い、栃木インター北地区土地区画整理事業調査等業務委託料の執行残を減額するものであります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は505万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。山車会館施設改修事業費につきましては、とちぎ山車会館の山車展示室において施工された演出照明器具、音響機器工事費の執行残を減額するものであります。

続きまして、104、105ページをお開きください。10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は248万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2事業目の義務教育施設整備基金積立金につきましては、財源となるふるさと応援寄附金及び学校施設費寄附金の増額に伴い、基金への積立金を増額するものであります。

次に、4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は100万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことによる差額分を精査し、職員の給料、共済費について不用額が見込まれるため、補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により不用額が見込まれるため、職員の給料等を補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、106、107ページをお開きください。2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は2,020万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員共済費の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が、今後も予定がないため補正するものであります。

次の小学校運営費につきましては、小学校の電気料及び水道料について不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1億92万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校施設整備事業費につきましては、業務委託料の不用額を減額するとともに、国の令和7年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、小野寺小学校の空調設備整備工事費及び再積算業務委託料を増額するものであります。

次の小学校屋内運動場改修事業費につきましては、岩舟小学校屋内運動場改修設計業務委託料の執行残及び大宮北小学校屋内運動場改修工事監理業務委託料の不用額を減額するものであります。

次の小学校給排水設備整備事業費につきましては、栃木第四小学校受水槽等改修工事費の執行残を減額するものであります。

次の小学校設備省エネ化推進事業費につきましては、国の令和7年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、南小学校及び吹上小学校の空調設備更新工事費及び再積算業務委託料を増額するものであります。

次の小学校屋内運動場空調設備整備事業費につきましては、小学校の屋内運動場に空調整備を整備するため、11校分の実施設計業務委託料を増額するものであります。

続きまして、108、109ページをお開きください。3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は1,150万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。2事業目の中学校運営費につきましては、中学校の電気料及び水道料について不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものであります。

次に、３目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,640万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校施設整備事業費につきましては、業務委託料の不用額を減額するとともに、国の令和７年度一般会計第１次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、藤岡中学校の空調設備工事費及び再積算業務委託料を増額するものであります。

次の中学校屋内運動場改修事業費につきましては、栃木東中学校屋内運動場改修工事費の執行残及び同工事監理業務委託料の不用額を減額するものであります。

次の中学校給排水設備整備事業費につきましては、栃木西中学校受水槽等改修工事費の執行残を減額するものであります。

次の中学校設備省エネ化推進事業費につきましては、国の令和７年度一般会計第１次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、東陽中学校の空調設備更新工事費及び再積算業務委託料を増額するものであります。

続きまして、110、111ページをお開きください。４項２目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は268万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。図書館管理運営委託事業費につきましては、図書館費寄附金の増額に伴い図書の購入費を増額するものであります。

次の図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金が当初の見込みより増加したため、基金への積立金を増額するものであります。

次に、３目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は556万2,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。ふるさと文化振興基金積立金につきましては、主にふるさと応援寄附金に係る基金積立金を減額するものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 佐藤観光振興課長。

○観光振興課長（佐藤光三君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書52、53ページをお開きください。15款２項６目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は929万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。２節小学校費補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金につきましては、小野寺小学校空調設備整備工事並びに南小学校及び吹上小学校空調設備更新工事に対する交付金の増額と、大宮北小学校屋内運動場改修工事に対する交付金の減額を合わせたものであります。

次の３節中学校費補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金につきましては、藤岡中学校空調設備工事及び東陽中学校空調設備更新工事に対する交付金の増額と、栃木東中学校屋内運動場改修工事に対する交付金の減額を合わせたものであります。

続きまして、補正予算書の54、55ページをお開きください。16款２項４目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は763万8,000円の減額であります。１節農業費補助金の説明欄、人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、機構集積協力金及び新規就農者経営発展

支援事業費補助金の活用が当初の見込みより少なかったことによる県補助金の減額であります。

次の環境保全型農業直接支払交付金につきましては、当交付金の対象となる取組が見込みより少なかったことによる県補助金の減額であります。

次の農村地域防災減災事業費補助金につきましては、防災重点農業用ため池整備事業に係る補助金で、国の割当てに合わせて増額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、土地改良区等が実施する省エネルギー化推進事業に対する国の10分の10の補助金で、国の割当てに合わせて減額するものであります。

2 節林業費補助金の説明欄、ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金につきましては、防除対策に係る補助金で、県の割当てに合わせて減額するものであります。

続きまして、補正予算書の58、59ページをお開きください。18款1 項6 目教育費寄附金につきましては、とちぎ吾一奨学金に対する寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

2 節学校施設費寄附金につきましては、学校施設整備を目的とした寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

3 節社会教育費寄附金の説明欄、図書館費寄附金につきましては、図書の充実を目的とした寄附の申出があったため、寄附金を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の60、61ページをお開きください。19款2 項22目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、ナラ枯れ被害緊急対策事業費の減額に伴い、当初充当予定であった基金繰入金を減額するものであります。

続きまして、21款4 項4 目雑入についてご説明いたします。補正額は1,059万6,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。3 項目め、指定管理者市納入金等（農業振興課）につきましては、新規就農者への農業経営継承・発展支援事業費補助金等の活用者が当初の見込みより少なかったことによる減額であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の8 ページをお開きください。第2 表、繰越明許費補正（追加）についてご説明いたします。上から8 事業目、6 款農林水産業費、1 項農業費、農業生産振興事業補助金につきましては、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する国庫補助事業、スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業を活用した取組について交付決定が年度末の見込みであり、年度内の完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の防災重点農業用ため池整備事業委託につきましては、国の補正予算により令和8 年度事業の一部を前倒して実施することとなった鷺巣溜（下）の防災工事詳細設計業務及び弁天下溜の防災工事について年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次の市単独農業農村整備事業につきましては、大宮町地内の農道舗装修繕工事において、水道管

布設工事との工程調整を要することから、年度内の完了が見込めないため繰越しをするものであります。

次の道の駅みかも管理運営費につきましては、道の駅みかも直売所等空調設備更新工事について、資材や機器等の納期に時間を要し、年度内の工事完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の7款商工費、1項商工費、蔵の街観光館保存修理事業につきましては、とちぎ蔵の街観光館において発生した交通事故に起因する外壁の破損部分の修理工事について、冬季に施工できない作業が含まれており、年度内の工事完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

続きまして、補正予算書の9ページをお開きください。下から2事業目、10款教育費、2項小学校費、小学校施設整備事業につきましては、小野寺小学校空調設備整備工事が国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であること、さらには赤麻小学校受変電設備更新工事並びに部屋小学校及び大平中央小学校変圧器更新工事が資材や機器等の納期に時間を要し、年度内完了が見込めないため繰越しをするものであります。

次の小学校設備省エネ化推進事業につきましては、南小学校及び吹上小学校空調設備更新工事が国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であると判断したため繰越しをするものであります。

補正予算書の10ページをお開きください。3項中学校費、中学校運営費につきましては、皆川中学校及び寺尾中学校用地測量業務委託がそれぞれ測量対象となる面積が大きいため、境界確認等における地元調整や成果品の作成等に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の中学校施設整備事業につきましては、藤岡中学校空調設備工事が国庫補助の前倒しに伴い今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であると判断したため繰越しをするものであります。

次の中学校設備省エネ化推進事業につきましては、東陽中学校空調設備更新工事が国庫補助の前倒しに伴い今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であると判断したため繰越しをするものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。恐れ入りますが、12ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）についてご説明いたします。上から5事項目め、令和7年度スクールバス運行業務委託（栃木北中）につきましては、事業費の低減を図るために運行方式の見直しを行い、今後の生徒数の推移等を勘案して、皆川地域は4年間、寺尾地域は3年間の別々の運行業務委託としたことから、納期を短縮し限度額を減額するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） お疲れさまでございます。86、87ページ、6款1項3目農業振興費の部分なのですが、新規就農支援事業費3,075万円の減額ということなのですが、新規就農、非常に重要な施策であると考えているところがございますが、どのような予算立てで、またどのような理由で減額となったのか、経緯のほうをご説明いただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） よろしく願いいたします。新規就農につきましては、農業部門に関しまして、農業だけではないですけども、人口、高齢者が増えているというところでは、担い手不足に関しまして市のほうでも力を入れているところです。

新規就農につきましては、東京でやっております相談会なんかに積極的に参加しているところです。就農したいというような方への相談事務を適宜、市だけではなく県、あとは農協さんなんかと連携しながら相談事務をやっておりまして、ある程度やりたいという人数を見込んでおります。そのような関係で、当初予算計上の際には、相談のある方全員が取れるような予算立てという形で、かなり多めに予算立てはしているところです。ただ、実際のところですが、相談件数はあっても、なかなか翌年に就農できる、もしくは就農しても補助金の活用ができるというところに結びつくばかりではないというところ、あとは年数ですか、すぐに就農できる方もいらっしゃる、ある程度就農計画が立っていてすぐ就農ができて補助金を使えるという方と、あとは本当に最初の部分の相談で、その後どんな計画でやっていけるのか、どんな機械を使う、もしくはそういった形で補助金を使うまでには2年、3年とかかる方もいらっしゃいます。それぞれの状況とかもありますので、なるべく使いたいときに使えるという形で予算のほうはつけさせていただいておりますが、なかなかという言い方は変ですけども、減っているという形ではなくて、新規就農が減っているということではないのですけれども、活用がなかなか当初予算どおりにはいかないというところですので、毎年ちょっと多めの予算という形では、当初ではやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ご説明ありがとうございました。

要は相談に来ている方々が、みんなが新規就農に移行したときにもカバーできる予算立てをしていたため、新規就農に今年度至らなかった方の部分が余ったという理解でよろしいのですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） そのとおりです。使いたい時期に使うというような形では、多めに取っておくというところでございますので、お考えのとおりということになります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうしますと、令和8年度以降も新規就農者、マックス新規就農に行っても足らなくなならないような予算立てがなされているということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） そのような形で予算取りはしておりますが、その年その年で、先ほどちょっとお話ししましたが、相談に見えても、1回の相談ではないので、何回も時宜を得て相談していきませんが、なかなか就農にたどり着かないという方もいらっしゃいますので、その点は当初予算をつくるときに精査をしまして計上しておりますので、適宜出せるようにはしておりますが、その年で増えた場合には、そのときにはちょっと補正の対応というのがありますが、基本的には当初で間に合うような形で予算取りさせていただいております。

○委員長（福富善明君） 氏家委員、よろしいですか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ただいま氏家委員のほうから出たこの項目は、今回の補正予算書の中でも非常に重要な事項だと思っています。そして、栃木市が新しい新規農業就農者に対して力を入れているということは、この間の総括的な質疑の中でもお聞きいたしました。そして、跡取りの人たちが結構な数で、そこそこ続いているみたいな話もあったように記憶しています。その中で、新規就農者のためにというか、東京で相談会を開いているというのは何回ぐらいになりますか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 新規就農相談につきましては、東京で全国的には一番大きいものなのですが、新・農業人フェアというものが、開催自体が年三、四回、東京と大阪とあるのですが、栃木市としては年1回参加しております。あとは、県内で宇都宮でやっているような県で主催しているもの、トチノフェアというのですが、そちらには2回、3回という形で参加しております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 年に何回は分かりましたが、通算というか、これまで4年続けているよとか、5年間やっていますよとか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 東京のほうの新・農業人フェアにつきましては、いつから行っているかちょっと分からないですけども、私が知っている限りは毎年1回は参加しています。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 私が申したいのは、執行部のほうでは、補正予算というものについて議会側が非常に厳しいということが念頭にもあるだろうと思っています。何で補正なのだと、これだけの残が出るのに補正とは失礼ではないかというのが大体議員の一般的な考え方で、もし仮にこれだけの補正を取るのであれば、非常に前もって申し込んでいるよという発信をもっと大きくしてもらわないと、なかなか議会側も理解が行き着かないというか、その基になっている数字が、相談会が終わってから、この人は行き着かないだろうとか、行き着くだろうかというトレンドというのではなくて、その数字というのはある程度読めるというか、もうちょっと査定を厳しくしてもこれだけの乖離が出るということは、その辺どうなのでしょう。みんなに与えられるようにということには賛成しますけれども、その見立てというか、資料は詰まっているのではないかと思うので、何年間やっていますかとか、あるいはフェア始まったのが何年間で、そのデータがありますとかみたいなことをお聞きしているのです。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今年度に関しましては、当初見込みよりも大分下がってしまったというところであります。

先ほど来ちょっとご説明をさせていただいておりますが、使いたいときにすぐ使えるという形で、少し多めにということをご理解いただきたいと思います。委員おっしゃるとおりで、なるべく予算に近い数字ということではありますので、その相談件数につきましては、先ほどちょっとお話ししましたが、市でも相談受けますし、農協さんで受けていたり、県のほうで受けていたりというものは、絶えずその相談ごとに情報共有しておりますので、そういった人数なんかも把握できておりますので、できるだけその相談の人数があって、実際就農がいつぐらいにできて、どのような補助金をどのタイミングで使うかというのは精査して、予算取りに反映させていかなければならないなとは考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、前年度は余らなかったのですか。これは、令和7年度の当初予算のところで取った数字が今ここで補正で余ったということで来ているのですけれども、前年度はほぼ消化できたのか、前年度もやはりこういった形になっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） これにつきましては、年によってという形になってしまうので、前年度はもうほぼほぼ予算どおりでしたが、もしかすると補正でちょっと増しななければならないかなというような状況でしたが、昨年度はほぼほぼ予算内の執行という形になりました。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、これだけ余ったのは初めてだということによろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 過去に遡ってだとちょっとあれですけども、私のいる範囲でこれだけというのは……です。

それともう一つ、要件というか、条件かどうか分からないのですけれども、今ちょっと資材費のほうが高くて、なかなか機械とか施設が欲しくても買えないというようなところでは、そういったところで人だけではなくて金額も、使う金額の幅がちょっと少ない、予想よりも今年は満額ではなくて、それよりも低い額だったというところもあったかと思います。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 了解いたしました。あとは、氏家委員がおっしゃったように令和8年度のほうに、こういった過去と同じみたいな形で出てくるということでいいわけですね。はい、了解です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 同じページですが、その上の環境保全農業直接支払交付金、これ少し細かく説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） こちらは、環境保全型農業直接支払交付金という形で、化学肥料を低減した取組、有機農業が主なものになりますが、有機農業であったり化学肥料を使わずに堆肥を使ったり緑肥という形で、肥料になるようなものをうなり込んで肥料にするというようなものになっております。これにつきましては、各有機農業の取組、あとは堆肥の取組、緑肥の取組で面積当たりの単価が決まっております。有機農業の取組であると10アール当たり1,400円というような単価、堆肥だと360円、緑肥だと500円というような単価によりまして、取組に対して支払われるというようなものになります。県を通して、国、県の補助金プラス市のほうでも一部、10%市のほうでも出しているような補助金になります。

これにつきまして栃木市の状況で行きますと、令和7年につきましては、全部まとめてしましますと12経営体、12戸の農家さんのほうで取り組んでいるものです。有機農業については8戸、堆肥につきましては2戸、緑肥につきましては2戸というような形になっております。当初、栃木市は昨年度末に有機農業の計画を策定しまして、昨年5月にオーガニックビレッジ宣言をしておりますので、有機農業をはじめ、そういった環境に優しい農業の取組というものを積極的にやっておりますので、その分予算のほうも多く取ったところでございますが、ちょっと去年よりも少し減っているというような状況にはなりました。一部の県では、南部のほうを中心におとしカメムシがかなり多く出て、去年も少し有機農業に関してはちょっと消極的だったかなというような感想は持って

おります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） それの使用場所というのは、学校給食で使っているのですか、それとも一般で使っているのですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今現在というか、昨年有機農業のオーガニック宣言をしたときには、既に取り組んでいる方が何名かいらっしゃいまして、その方につきましてはインターネットとかを通じて直接販売しているという方が多いようでした。

これから有機農業の取組を増やしていくという中では、学校給食への取組というのは必要かと思っておりますので、それにつきましては保健給食課のほうと連携しながら進めていきたいという形で、今年度につきましては少し試行的というような形で、一部有機の農産物を使って給食に出していただいたというところでございます。来年度以降に、もう少しきちんとしたと言うと変ですけども、少しずつ増やしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これを作っている農家の人というのは、自宅で在庫を管理しているのですか、それともどこかにか一括して生産したものは貯蔵されているのですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今現在直接販売されているものに関しましては、それぞれ各農家さんが持っているというような形になります。

学校給食に使いたいということで考えておりますので、それにつきましては今後どのような形でやっていくかというのは考えているところです。今のところは、各農家さんで持っていていただいているという形になります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今のところは、自分で作って自分で販売ということだと思のですが、生産者の人たちが、これを作って在庫管理ができないと、その辺をきちんとやらないと増えていけないということを言われました。農協倉庫が空いているのだから、ああいうのを利用して市がパイプ役でやっていただいたらどうかなという、この生産者に言われておりますので、その辺をどのように考えているかお聞きします。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今のことというのは、すごく重要なことだと思っております。農協さんのお話がありましたが、市のほうでも農協さんのほう、倉庫があるというところは把握しておりますので、農協さんのほうには少しそういった形で使えないだろうか、安くというか、そういう

形で借りられれば、これは学校給食を進めるに当たってちょっと話をしているところですが、そのような投げかけはさせていただいておりますので、十分に今のご意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望なのですが、やはり生産者を増やすというか、子供たちに安全な食ということで給食に使いたいということであれば、その辺はきちんと確保できる場所をつくってやらないと生産者は増えないと思いますので、その辺はよく考えていただきたいと要望して終わります。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第21号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 改めまして、よろしくお願いいたします。この特別会計につきましては、産業基盤整備課のほうを担当しておりますので、私のほうからご説明を申し上げます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第21号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の29ページをお開きください。令和7年度栃木市の栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億479万6,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるというものであります。

次に、30ページ、31ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。30ページが歳入、31ページが歳出となっております。

続きまして、32ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）となっております。本表は、上の段が補正前、下の段が補正後となっており、起債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ございません。

ページが飛びます。恐れ入りますが、190、191ページをお開き願います。190ページ、3、歳出についてご説明いたします。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は4,300万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地造成事業費ですが、委託料につきましては、当初予定しておりました業務を精査し、業務の一部を委託しなかったことにより、執行残が生じるため減額をするものであります。

工事請負費につきましては、当初予定しておりました造成工事の一部を前年度に実施したことにより、執行残が生じるため減額を行うものであります。

補償金につきましては、算定と実際の費用に差異が生じたことにより、執行残が生じるため減額をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の188、189ページのほうにお戻りください。3款2項1目栃木インター西産業団地事業基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は7,700万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地事業基金繰入金につきましては、今年度の事業に充てるため増額を行うものであります。

続きまして、6款1項1目土木債につきましてご説明いたします。補正額は1億2,000万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。地域開発事業債につきましては、栃木インター西産業団地事業基金繰入金を充てるため地方債を減額するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）の所

管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 189ページの市債のところでお伺いいたします。1億2,000万円を市債ではなくて基金のほうから充てるということは、全体的な市債を減らしていこうという考えの下に行ったという非常に単純な質問なのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第22号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 続けてよろしく願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第22号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の33ページをお開き願います。令和7年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,062万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,256万9,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正であります。34ページが歳入、次の35ページが歳出となっております。

続きまして、次の36ページをお開きください。第2表、繰越明許費となっております。これは、土地区画整理事業に伴う事業計画変更により、区画道路と公園整備工事の一部において年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、37ページをお開きください。第3表、地方債補正（変更）となっております。本表は、上の段が補正前、下の段が補正後となっており、起債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

大変恐れ入ります。ページが飛びます。202、203ページをお開き願います。202ページ、3、歳出についてご説明いたします。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は1億8,500万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。平川土地区画整理事業費につきまして、土地購入費につきましては、用地交渉において年度内に合意に至らなかったことにより執行残が生じるため、減額をするものであります。

負担金につきましては、物件移転の遅れで下水道工事が次年度となることにより執行残が生じるため、減額をするものであります。

補償金につきましては、移転先の宅地造成が遅れたことにより執行残が生じるため、減額をする

ものであります。

続きまして、204、205ページをお開き願います。204ページ、2款1項2目利子につきましてご説明いたします。補正額は562万5,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1段落目、市債償還利子につきましては、令和6年度借入額及び利率が確定したため、減額をするものであります。

2段落目、一時借入金利子につきましては、令和7年度事業費の確定に伴う執行残が生じるため、減額をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の200ページ、201ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金についてご説明いたします。補正額は562万5,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出のところで説明いたしました市債償還利子の減額補正に合わせて、こちらでも減額をするというものであります。

続きまして、6款1項1目土木債につきましてご説明いたします。補正額は1億8,500万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。地域開発事業債につきましては、土地購入費、下水道事業負担金及び物件移転等補償金について執行残が発生したため、起債対象事業費を減額するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 説明ありがとうございました。

202ページ、203ページのところなのですが、平川土地区画整理事業費の補正が1億8,500万円の減ということで先ほどご説明があったのですが、もうちょっと詳細にご説明いただければありがたいかと思います。

○委員長（福富善明君） 上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 平川土地区画整理事業については、土地の購入が必要と

なっている、そういう状況でございますけれども、現在その関係で用地交渉を続けているということでございます。したがって、予算についてはその全てを年度内に買えるというような形で予算をつけておりますけれども、実際には本年度内には合意に至らなかったというようなことで、執行残が残ってしまったというようなものでございます。

一方、補償金については、先ほどの説明のとおり移転先の宅地造成が遅れたというようなことによって、結局その移転ができないというような状況が起こったため、そこに対しては補償金をお支払いすることができなかったというようなことで、これも執行残が残ってしまったというようなことでございます。

なお、これにつきましては、この年度内のところでの執行ができなかったというようなことであり、全体スケジュールを遅らせるものではないというようなことをご説明申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 全体的なスケジュールに遅れ等はないということで安心はしたのですが、土地購入費のところで合意に至らなかったということと、物件の移転ができなかったというこのケースというのは、それぞれ別々の世帯といたしますか、別々のケースなのですか。

○委員長（福富善明君） 上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） これはそれぞれ、おのおの別々のケースというふうになっております。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、土地購入費のほうと負担金のほうの件数のほうを教えてください。ればと思います。

○委員長（福富善明君） 上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） ちょっとお時間をいただいて。

○委員長（福富善明君） はい。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） すみません。土地については10件、それと補償金、これについては1件となっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時09分）